明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「上席審査専門官一人」を「上席審査専門官二人」に改め、同条第四項中「公正競争監視室」の下に「及び上席審査専門官」を加え、同条第六項中「事務」の下に「（上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十項に次の一号を加える。

三　不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関すること。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「情報企画調整官一人」の下に「、情報セキュリティ対策専門官一人」を加え、同条中第十七項を第十八項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11　情報セキュリティ対策専門官は、命を受けて、金融庁の情報システムのセキュリティに関する専門的事項に係る事務に従事する。

第六条第一項中「及び主任会計専門官一人」を「、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

6　国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。

第七条第一項中「資料情報調査官二人」の下に「、情報分析官一人」を加え、「三百九十四人」を「三百八十六人」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　情報分析官は、命を受けて、金融検査の実施に必要な金融機関及び金融システムのリスクに係る専門的な情報の収集及び分析に関する事務に従事する。

第十八条第一項中「十七人」を「十九人」に、「百五十三人」を「百四十九人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第十五号）並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の七の二」を「第十七条の七の三」に、「（第十七条の七の三」を「（第十七条の七の四」に、「第三十四条の二十三」を「第三十四条の二十三の二」に改める。

第一条の三第一項中「第十六条の三第八項」を「第十六条の三第九項」に、「第五十二条の二十四第八項」を「第五十二条の二十四第九項」に、「第十七条の二第十一項、第十七条の五第五項」を「第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項」に改め、「第十七条の七第三項」の下に「、第十七条の七の三第四項」を加え、「第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項」を「第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項」に改め、「第三十四条の二十一第三項」の下に「、第三十四条の二十三の二第四項」を、「議決権をいう。」の下に「第二号、」を加え、同項第四号中「受けた株式等」を「受けたもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「規定する投資事業有限責任組合」の下に「（以下この号、第十七条の七の三第一項及び第三十四条の二十三の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）」を加え、「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

第一条の三第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第一条の八第一項第二号ヘ中「社員の履歴書」の下に「。以下同じ。」を加え、同号中ヌをルとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト　会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

第一条の八第三項第四号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同項に次の一号を加える。

五　銀行の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

第十三条第一号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第十三条の二第一項及び第二項を次のように改める。

法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ　銀行を子会社とする外国銀行

ロ　銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）

ハ　銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二　銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）